

第1回地域連携推進会議録

開催日時：令和7年12月1日（月）13：30～15：00

開催場所：コミュニティプラザはーもにー 会議室

出席者：利用者1名 利用者家族1名 行政1名 経営に知見のある方1名 計4名

事務局：5名

欠席者：地域代表1名

報告・議題

報告第1号：法人・共同生活援助事業所の紹介（管理者から）別添資料参照

管理者から説明し質問意見を求めるが、特段の意見はなし。

報告第2号 共同生活援助事業利用者の権利擁護と日常生活

事業所課長より権利擁護について講和の後、ホームでの日常生活について次の様な質疑応答があった。

・利用者の質問→お風呂の事を聞きたい。お風呂は、誰でもというわけにはいかないと思うが、自分で入れる人たちは自由に入れるのか？今日は本当は夜入る予定だったが、《今日は面倒だなあ、明日の朝入りたいな》という人たちがいても良いのか？

・事業所からの回答→各ホームのお風呂の状況はホーム利用者によって異なる。基本的に毎日入浴ができる状況にはなっているが、例えば高齢の方で毎日入りたくないという方もいるので、そういう方は1日おき。1日おきでも、今日は入りたくないと言う方もいるが、2・3日入らないとなると、こちらから声掛け入ってもらっている。

元々、夜に入浴しようと思っていたが、今日は疲れたから入りたくないという人も。朝にシャワーに入って通所に行かれている利用者もいる。ホームによっては、お風呂の順番が決まっているホームもあるので、順番の入替が生じる場合には、話し合いで確認し調整をしている。基本的には入りたい時に入ってもらっている。利用者のニーズや意見を大事にしていきたい。

・利用者からの感想→今は自分で介護サービスを使って訪問入浴を利用している。週2回しか入れない。利用をしている人も沢山いて、今は2回しか入れていないけど、とても気持ちがいいです。必要としている人は、利用するともっと良いと思います。

利用者家族からの質問→他のホームで条件の整った入浴ができるホームは無いのか？

・事業所からの回答：機械浴を設置しているホームが現在利用されている GH のみ。座位保持のままの入浴は可能だが、長時間の座位保持が難しい人は体力的にも厳しい。

・利用者家族からの質問：唯一ある1箇所の GH が設備が整っていないという事か。同障害を抱えている人の入浴はどうしているのか？

・事業所からの回答：重度心身障害者を抱えている人は、平日通所している通所先での入浴をしている。今後検討させて欲しい。

・報告第3号：経営状況の報告

・別添資料について事務局長より説明し、質問等について求めるが特段なし。

・報告4号：事故報告及びヒヤリハット報告

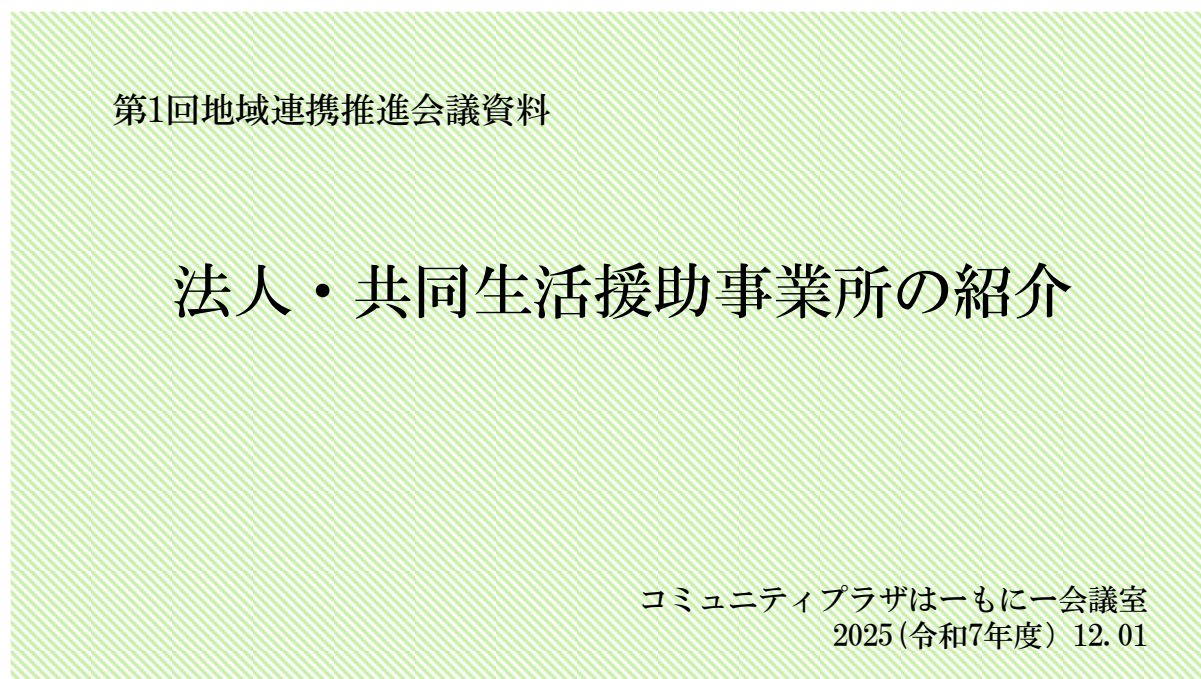
・意見及び質問は特段なし

・議案1号：訪問予定日及び第2回地域連携会議の日程

- ・ Aエリアから Fエリアの 19 ホームの訪問日程について説明し承認をえた。
- ・ 第 2 回の地域連携推進会議の日程を令和 8 年 3 月 16 日 13 時 30 分～コミュニティプラザはーもにー会議室で開催を決定
- ・ その他：特になし

別添資料 1

○法人・共同生活援助事業所の紹介



別添資料 2

○共同生活援助事業所の経営状況

単位千円

勘定科目	二次補正金額	摘 要
事業活動収入	249,840	障害福祉サービス等事業・その他事業収入
事業活動支出	256,358	人件費・事業費・事務費支出
事業活動資金収支差額	-6,518	
施設整備等収入	0	
施設整備等支出	2,870	
施設整備等資金収支差額	-2,870	
その他の活動収入	3,200	
その他の活動支出	9,400	
その他の活動資金収支差額	-6,200	
予備費	0	
当期資金収支差額合計	-15,588	
前期末支払資金残高	36,972	
当期末支払資金残高	21,384	

・その他

本会議設置要綱（別記参照）を配布し共通理解を図った。

別記

社会福祉法人室蘭言泉学園
共同生活援助げんせん地域連携推進会議設置要綱

（名 称）

第1条 この会は社会福祉法人室蘭言泉学園共同生活援助事業所「げんせん」地域連携推進会議（以下「連携会議」）という。

（事務所）

第2条 この会の事務所を室蘭市母恋南町2丁目22番地1号社会福祉法人室蘭言泉学園共同生活援助事業所「げんせん」拠点事務所内（以下「共同拠点事務所」という）に置く。

（目 的）

第3条 連携会議は地域と障害者グループホームが連携することにより、地域と利用者との関係づくりや地域の方への施設や利用者に関する理解促進を目的とするが、この連携会議が円滑に活動するため会議設置要綱を定め、地域連携推進員（以下「連携推進員」という）と共同拠点事務所担当者が共有することで、会の活発な活動に繋げる。

（業 務）

第4条 連携会議は目的達成のため次に掲げる業務を行う。

- (1) 連携会議の開催 年1回以上
- (2) 連携推進員による各施設訪問 年1回以上
- (3) その他必要と思われること

（連携推進員）

第5条 連携推進員は、次の各号より選出する。なお（1）（2）（3）は選出必須とする。

- (1) グループホームを利用する利用者
- (2) グループホームを利用する家族
- (3) 地域の関係者
- (4) 福祉に知見のある方
- (5) 経営に知見のある方
- (6) 市町村担当者

（組 織）

第6条 連携会議は次の者をもって組織する。

- (1) 連携推進者 5名を下回らない数
- (2) 事業所担当者 当該年度担当者若干名

(議長)

第7条 議長は事業所担当者の中から選出し管理者が指名する。

2 議長は連携会議の業務を掌理する。

(副議長)

第8条 連携推進員の中から議長の推薦を受け管理者が指名する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長不在時には代行する。

(任期)

第9条 議長、副議長及び連携推進員、事業所担当者の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項に係わらず、副議長の任期の末日は、議長の任期の末日以前とする。

(会議)

第10条 連携会議の議題は連携会議の特徴を考慮した設定を行う。

2 連携会議資料作成に当たり、個人名や個人が特定される情報の記載を避けるとともに、記載内容から個人が特定されないよう個人情報には充分留意する。また、利用者や利用者の家族から同意を受けた上で連携会議や連携会議資料等で個人情報を取り扱う場合でも、連携会議終了後に資料を回収するなど配慮する。

3 連携会議開催後、速やかに施設が行った報告、連携推進員からの要望や助言等については個人情報保護のため個人が特定される部分は削除するなどの配慮の上、議事録を作成する。

4 前項議事録は、ホームページや広報誌などへ記載し公表する。

5 会議には管理者が必要とした職員を招集できる。

(報酬)

第10条 地域連携推進会議等に参加した場合、交通費及び日当を支給する。

2 前項に関し必要な事項は、役員等の報酬等及び費用弁償規程に定める額を支給する。

(事務局)

第10条 連携会議に事務局を置く。事務局員は共同生活援助事業所げんせんから選出する。

(守秘義務)

第11条 業務上で知り得た利用者やその家族の事情等を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、連携会議に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附則 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。